

## 第5章（各論）

### 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止

岩崎 忠

2009年12月に閣議決定した地方分権改革推進計画が定める取組みのうち、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大に係る改正により措置すべき事項については、すでに「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）として国会に提出され成立した。

一方、地方自治法、市町村の合併の特例等に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法及び国民健康保険法の改正は個別法改正で対応することとされ、その一環として、義務付けの廃止が地方自治法改正法案の一項目として盛り込まれることになった。以下の項目が義務付け廃止の内容である。

例えば、市町村の総合計画基本構想は、基本計画、実施計画とともに三層構造をなすものであるが、基本構想は、地方自治法による義務づけを廃止した。これにより基本構想は法定上の根拠を失うことになる。

- ・市町村基本構想の策定義務
- ・内部組織条例の届出義務  
（都道府県→総務大臣、市町村→都道府県知事）
- ・予算、決算の報告義務
- ・条例の制定改廃の報告事務（同上）
- ・広域連合の広域計画の公表、提出義務  
（広域連合→組織する自治体の長並びに総務大臣又は都道府県知事）
- ・財産区の財産処分等の協議義務（財産区等→都道府県知事）